

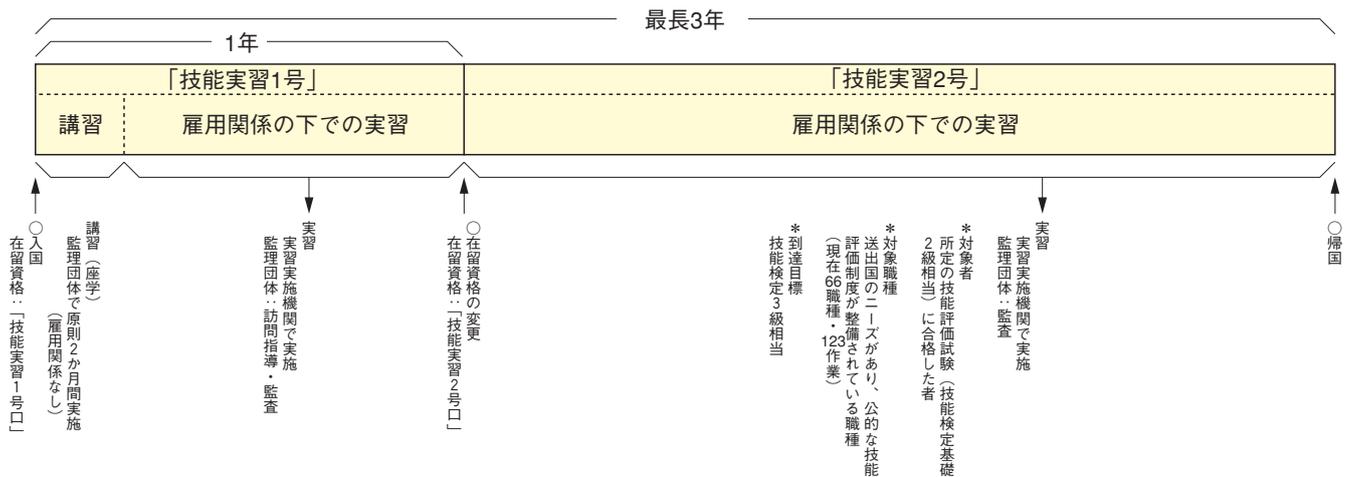
技能実習制度

概 要

外国人研修生に対する新たな技能移転の仕組みとして平成5年に創設。
一定期間の研修を経た上で、その後雇用関係の下で技術、技能等を修得することができる制度（働きながら技術、技能等を修得できる制度）。対象職種は現在66職種・123作業。

1年目から雇用関係の下での技能実習とし従来の研修生に対して労働関係法令の適用等を内容とする「出入国管理及び難民認定法」の改正法が2009年7月15日に公布され、2010年7月1日から施行された。

技能実習制度の概要（団体監理型、平成22年7月1日以降の入国者）



研修生・技能実習生の外国人登録者数の推移

（単位：人、各年末現在）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
計	90,816	106,921	113,862	144,099	177,119	191,816	175,002

（注）研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、現行制度は平成22年7月1日から施行された。表の平成15年から平成21年までの数は、旧制度において、在留資格「研修」の外国人登録者数と在留資格「特定活動（技能実習）」の外国人登録者数を合わせた数である。